

住民投票条例を修正可決

東京都小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線計画について住民の意思を問う住民投票条例が市長から提出されました。この議案は、7,183の連署をもって直接請求があり、市長が条例案に対する意見を付して提出したものです。議案の経過、条例制定請求の要旨、市長の提案説明の要旨等は以下のとおりです。(詳細は市議会ホームページをご覧ください。)

※直接請求とは
選挙権を有する者が一定数以上の連署をもって、その代表者から条例の制定改廃や議会の解散等を請求すること。条例の制定改廃では、地方自治法第74条第1項の規定により選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署が必要で、長は請求を受理した日から20日以内に議会を召集し、意見を付けてこれを議会に付議しなければなりません。

条例制定請求の要旨

この請求は、東京都小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線計画について、住民参加により計画案を見直すべきか、それとも計画案の見直しは必要ないかについて小平市民の意向を確認することを目的としています。

条例案に対する市長の意見要旨

以下の理由により、本案は適当ではありません。

- 1 東京都が広域的な骨格幹線道路としての道路ネットワークの整備に責任を持って判断すべきです。
- 2 東京都は多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)に基づき、着実な道路ネットワークの形成を目指しています。
- 3 法令に基づき手続が完了しています。
- 4 投票結果に法的拘束力がありません。

議案の経過

○平成25年3月1日
本会議で市長から議案の提案説明がありました。

○平成25年3月6日
本会議で条例制定請求代表者の意見陳述を行った後、特別委員会を設置してこの議案を審査することを決定しました。

特別委員会は同日午後開催され、質疑が行われた後、委員から住民投票の期日の範囲(期限)を40日から60日とする修正案の提出があり、賛成多数でこれを可決しました。

市長の提案説明(要旨)

地方自治法に基づく直接請求は、市民の権利としてこれを尊重することが望ましいものであると認識しており、住民投票に

ついても、間接民主制を補完するものとして、市民生活に重大な影響を及ぼすような個別の事案について民意を問う手段としての有用性は認めています。しかしながら、4点の理由により、市で住民投票を行うことは、都の広域的な視点での道路整備事業に支障を来しかねないため、適当ではありません。

請願



3月定例会では請願1件を採択しました。採択した請願の請願事項は次のとおりです。

(仮称)学園東町1丁目計画新築工事について

市は以下の事項について工事施工業者等に要望してください。

- 1 歩行者の安全確保について
(1)歩道空間について
現在の計画では一部建物のセツトバックしか行われていないため、安心・安全に必要な最低限の歩道空間が確保されておりません。小平市都市計画マスタープランにあるように、歩行者のすれ違いが可能な十分な歩道幅員の確保のため、歩道空地を設けてください。
- (2)敷地内駐車場保有台数を低減することについて
市の条例により駐車場を住戸の50%確保するという指導がなされているため、敷地内に47台の駐車場が計画されています。直しが進められている中、この道路には99戸の住戸に訪れる外部車(宅急便や引越し便やサービスカー等)の出入りに加え、50台近い車が入り込むことになり、住民の不安は増えています。十分に安全対策をしてください。
- (3)駐車場の出入り口について
現在の計画では狭い歩道の接道部分に対し、駐車場の出入り口が2カ所設けられています。これは車と出合い頭にぶつかる危険性があり、学童が駐車場車路を通り抜けできる通路と認識

する危険性もあります。出合い頭の事故の危険性の軽減を図るとともに、学童等の駐車場車路への侵入を防ぐため、安全対策を十分に行ってください。

- (4)外部車用の駐車場について
駐車場前の車路に一時的に駐車させる計画となっています。世帯数から見ても、狭い駐車場車路であるということから見ても、外部車が路上駐車する可能性が大きいと言わざるを得ません。これによる地域の交通渋滞や、歩道に乗り上げて駐車すること等により、歩行者の安全が脅かされることも懸念されます。そのため、路上駐車禁止等、敷地内に駐車するよう対策をしてください。

議会日誌

1月23日~4月23日
本会議、委員会、諸会議など

28日	3月定例会3日目(一般質問)
3月	
1日	3月定例会4日目(一般質問、議案審議) 幹事長会議(臨時) 議会運営委員会(臨時) 一般会計予算特別委員会 一般会計予算特別委員会
4日	3月定例会5日目 住民投票条例特別委員会 一般会計予算特別委員会 特別会計予算特別委員会
5日	総務委員会 生活文教委員会
6日	厚生委員会 建設委員会 幹事長会議 議会運営委員会
7日	3月定例会最終日 議会報編集委員会
8日	東京都十一市競輪事業組合議会臨時会 東京都四市競艇事業組合議会臨時会 宮城県仙台市議会議員視察来庁(ふれあい下水道館について)
11日	小平・村山・大和衛生組合議会臨時会
12日	3月定例会2日目(一般質問)
4月	
12日	小平・村山・大和衛生組合議会臨時会
16日	議会報編集委員会
17日	幹事長会議
22日	幹事長会議(臨時) 議会運営委員会

会議公開のお知らせ

平成25年4月から議会運営委員会と全員協議会を傍聴できるようにになりました。傍聴を希望される方は、議会事務局までお越しください。開催場所は市役所7階で、議会運営委員会が第1委員会室、全員協議会が全員協議会室になります。開会時刻はその都度異なりますので、議会事務局までお問い合わせください。また、会議の内容は、市議会ホームページの会議録検索システムでも閲覧できますので、あわせてご利用ください。

2 緑化計画について

(1)接道緑化について
現在の計画では東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく緑化計画のほとんどが、幅約50メートル、高さ約30メートルの建物で遮られた南側の専用使用部分に計画されています。地域住民から見える敷地の緑化は少なく、地域への貢献につながっておりません。緑化は、配置を工夫してください。

(2)緑化による地域貢献について
現在、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく緑化計画のほとんどが、幅約50メートル、高さ約30メートルの建物で遮られた南側の専用使用部分に計画されています。地域住民から見える敷地の緑化は少なく、地域への貢献につながっておりません。緑化は、配置を工夫してください。

デジタルブックの配信開始

市議会だよりをデジタルブックで読めるようになりました。市議会ホームページやスマートフォン、タブレット端末等でご覧いただけます。紙をめくるような感覚で読むことができますので、ぜひご利用ください。

あしがき

3月定例会では、直接請求を受けて市長が住民投票条例の議案を提出し、この議案の審議では多くの方の傍聴がありました。今後も議会への関心と親しみを深めていただけるようわかりやすい紙面づくりに努めてまいります。

議員の退職

永田政弘議員(政和会)が、3月31日付で、公職選挙法第90条の規定により退職しました。これにより、市議会議員の現員数は27人(定数28人)となりました。

お気づきの点がございましたら議会事務局にお寄せください。〒187-1801小平市小川町二丁目187-1 1333番地

TEL 042(346)9566 FAX 042(346)9567